○消防庁告示第十六号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十一条の六第五項の規定に基づき、消防法施行規則第三十一条の六第五項の規定に基づく消防設備士免状の交付を受けている者又は総務大臣が認める資格を有する者が点検を行うことができる消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類（平成十六年消防庁告示第十号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年四月十四日

消防庁長官　大石　利雄

第一号の表に次のように加える。

第二類の甲種消防設備士又は乙種消防設備士	特定駐車場用泡消火設備

第二号の表中「及び複合型居住施設用自動火災報知設備」を「、複合型居住施設用自動火災報知設備及び特定駐車場用泡消火設備」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○消防庁告示第十七号

消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第三十六条の二第一項及び第二項の規定に基づき、消防法施行令第三十六条の二第一項各号及び第二項各号に掲げる消防用設備等に類するもの（平成十六年消防庁告示第十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年四月十四日

消防庁長官　大石　利雄

第二第一号㈥中「特定小規模施設用自動火災報知設備」の下に「（すべての感知器が無線によって火災信号又は火災情報信号を発信するものであって、特定小規模施設用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成二十年消防庁告示第二十五号）第二第五号ただし書の規定により受信機を設置しないものを除く。第三第一号㈢において同じ。）」を加える。

第二第一号中「㈠から㈦まで」を「㈠から㈧まで」に改め、同号に次のように加える。

㈧　特定駐車場用泡消火設備

第三第一号中「㈠から㈦まで」を「㈠から㈧まで」に改め、同号に次のように加える。

㈧　特定駐車場用泡消火設備

附　則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第二第一号㈧の改正規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

○消防庁告示第十八号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十三条の三第一項及び第四項の規定に基づき、消防設備士が行うことができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の工事又は整備の種類を定める件（平成十六年消防庁告示第十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年四月十四日

消防庁長官　大石　利雄

第一の表に次のように加える。

特定駐車場用泡消火設備	第一類の甲種消防設備士

第二の表に次のように加える。

特定駐車場用泡消火設備	第一類の乙種消防設備士

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○消防庁告示第十九号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第十四条第一項第六号ハ、第三十条の三第四号ホ及び第三十一条第四号の二の規定に基づき、スプリンクラー設備等の送水口の基準（平成十三年六月二十九日消防庁告示第三十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年四月十四日

消防庁長官　大石　利雄

第二第一号を次のように改める。

一　結合金具は、差込式又はねじ式のものとし、その構造は、差込式のものにあっては消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成二十五年総務省令第二十三号）第八条に規定する呼称六十五の差込式受け口に、ねじ式のものにあっては同令第十条に規定する呼称六十五のねじ式受け口に適合するものであること。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○消防庁告示第二十号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第十二条第一項第一号の二の規定に基づき、屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準の一部を次のように改正する。

平成二十六年四月十四日

消防庁長官　大石　利雄

第十の表中玉型弁の項の次に次のように加える。

ボール弁	二十五	四・〇
	三十	六・〇

官庁報告

労　働

最低工賃の改正決定に関する公示

宮城労働局最低工賃公示第１号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、宮城県男子服・婦人服製造業最低工賃（平成22年宮城労働局最低工賃公示第１号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第１項の規定により公示する。

平成 26 年 4 月 14 日

宮城労働局長　井上　真

宮城県男子服・婦人服製造業最低工賃

１　適用する家内労働者　宮城県の区域内で男子服製造業に係る背広上衣若しくはズボンのまとめの業務又は婦人服製造業に係るワンピース、ブレザー、コート、スカート若しくはスラックスのまとめの業務に従事する家内労働者

２　適用する委託者　前号の家内労働者に係る最低工賃額の業務を委託する委託者

３　第１号の家内労働者に係る最低工賃額

(1)　男子服製造業に係るまとめの業務　次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額。ただし、金額欄の括弧内の長さ以外の場合は、１センチメートル単位で換算した金額とし、１センチメートル未満の長さは切り上げるものとする。

品　目	工　程	規　格	金　額
背広上衣	下襟からげまつり（すみまつり）	針目が３センチメートル間隔に６針以上	１枚（10センチメートル）につき 28円